

令和元年度(2019年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

令和2年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」について (p.4)

「世田谷区第二次男女共同参画プラン」(以下、「プラン」という。)は、男女共同参画社会の実現をめざすために、区の基本的考え方と課題達成のための施策を明らかにするものです。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例(以下、「条例」という。)第9条に基づく、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画にあたります。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例

〔行動計画(第9条)〕

〔行動計画(第9条)〕

世田谷区第二次男女共同参画プラン

世田谷区多文化共生プラン

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進

基本目標 女性に対する暴力の根絶

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることができる社会の構築

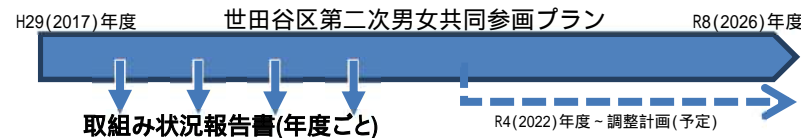
推進体制 男女共同参画社会の実現に向けた方策

プランの体系 (p.4)

プランでは、「一人ひとりの人権が尊重され、自らの意思にもとづき、個性と能力を十分発揮できる、男女共同参画社会の実現」という基本理念のもとに、4つの基本目標を掲げています。また、その実現のための方策を推進体制として位置づけています。

プランの進行管理と取組み状況報告について (p.5)

施策を総合的かつ計画的に推進するため、条例第9条第3項に基づき、プランの進行管理を行い、その取組み状況を「世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会」に報告し意見を聴いたうえで、「取組み状況報告書」としてまとめ、公表します。



(参考) 最近の全国の動き (p.5)

- 労働施策総合推進法の改正(令和2年6月1日施行) 職場におけるパワーハラスメント対策が事業主に義務化され、ハラスメント対策が強化された。
- パートナーシップ宣誓を全国 56 自治体の実施、人口カバー率が29%に 世田谷区での宣誓累計 120 組(令和2年7月) 平成27年度(2015年度)に世田谷区と渋谷区が日本で初めて導入し、その後全国に広まる。令和2年(2020年)7月1日現在、計 56 自治体(うち東京都内 8 自治体)が実施している。

基本目標 あらゆる分野における女性活躍推進 (p.8)

すべての人が尊重される男女共同参画社会の実現のために、男女共同参画の視点から、すべての女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野で活躍し、個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりを進めます。

【数値目標】(p.8)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
1	1 区の審議会等の女性の占める割合	平成28年度 30.9%	平成31年度 4月1日現在 33.3%	令和2年度 4月1日現在 33.8%	35%以上
2	1 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合	平成28年度 34.2%	平成30年度 4月1日現在 35.7%	平成31年度 4月1日現在 37.5%	37%
3	2 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合	平成26年度 73.3%	(参考数値) 令和元年度 78.8%	(参考数値) 令和2年度 81.5%	85%

【数値目標に対する評価と課題】(p.9)

- 区の審議会等の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比2.9ポイント、前年度比0.5ポイント増となった。(現在、女性委員0人の審議会が4件)
 - ・今後も女性委員の登用に向けた理解を求めながら取組む必要がある。
- 庁内の管理監督的立場の女性の占める割合
 - ・プラン策定時比3.3ポイント、前年度比1.8ポイント増となった。(内訳:部課長級21.4%、係長級40.6%)
 - ・特定事業主行動計画の女性管理監督職割合目標(37%)を達成した。
- 固定的な性別役割分担意識の解消が必要だと考える人の割合
 - ・プラン策定時比8.2ポイント、前年度比2.7ポイント増加した。
 - ・今後も、学校、家庭、職場などあらゆる分野において男女共同参画への理解の促進をめざす。

【基本目標 における課題と令和元(2019)年度の実施内容】(p.9)

- 課題1 固定的な性別役割分担意識の解消
 - ・「らぶらす」が、SNSでの発信を強化し啓発を行った。区立中学校での出前講座は新型コロナウイルスの影響で全件中止になった。
- 課題2 女性の活躍推進と政策・方針決定過程への女性の参画促進
 - ・女性登用率が数値目標の35%に達していない審議会等について、庁内各所管で状況を確認し、今後の登用計画を具体的に検討し取り組んだ。
- 課題3 女性のキャリア形成と多様な働き方の支援
 - ・企業の職場環境整備促進事業の実施によりテレワークの導入を支援し、企業向け情報誌を作成した。ワークスペース事業は5か所となった。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.9)

- コロナ禍での集合型の啓発事業は今後も開催が難しいことを含め、オンラインでの講座など、新たな形態での実施を検討していく。
- 委員改選時などの機会を捉え、女性委員の積極的な登用に向けて取り組む。
- ワークスペース事業について、多様な就労形態等を可能とする環境整備を促進した。今後もより利用者の視点に立った事業をめざす。

【数値目標】欄の実績数値の出典: 1 庁内調査(毎年) 2 区民意識調査(毎年) 3 区内企業の男女共同参画に関する意識・実態調査(5年ごと) 4 男女共同参画に関する区民意識・実態調査(5年ごと)

基本目標 ワーク・ライフ・バランスの着実な推進 (p.10)

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心型労働慣行を見直すことで、男女がともに家庭や地域に参画できる「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」がとれた社会をめざします。

【数値目標】(p.10)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
4	3 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度	平成27年度 45.3%	-	令和2年度調査予定	80%
5	4 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合	平成26年度 24.1%	(参考数値) 平成30年度 27.6%	令和元年度 24.4%	35%
6	1 町会・自治会長における女性の割合	平成28年度 8.6%	平成31年度 4月1日現在 11.8%	令和2年度 4月1日現在 13.3%	20%

【数値目標に対する評価と課題】(p.10)

- 区内事業所におけるポジティブ・アクションの認知度
 - ・5年に1度調査を実施している(次回は令和2年度(2020年度)調査予定)。
 - ・事業者への情報提供や支援を継続し、女性の積極的な登用を進めるにあたっての環境整備をいっそう進めていく必要がある。
- 仕事と家庭生活をともに優先している人の割合
 - ・プラン策定時比では0.3ポイント増加した。
 - ・仕事と家庭生活を両立できる環境づくりをさらに進めていく必要がある。
- 町会・自治会長における女性の割合
 - ・プラン策定時比4.7ポイント、前年度比1.5ポイント上昇した。
 - ・地域における女性のリーダーが徐々に増加している。今後も参画・育成に努めていく必要がある。

【基本目標 における課題と令和元(2019)年度の実施内容】(p.11)

- 課題4 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発
 - ・啓発イベントの実施や情報発信など、区民・事業者に向けた啓発を継続した。
- 課題5 男女がともに家事、育児、介護を担える支援の充実
 - ・待機児童ゼロを達成した。保育の質の確保、切れ目のない子育て支援に向けた取組みを強化し実施した。
- 課題6 防災・地域活動等への参画促進
 - ・多様な主体が地域活動へ参画し、防災の場面でリーダー的役割を果たす「せたがや女性防災コーディネーター」(38名)が活動を開始した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.11)

- コロナ禍における啓発事業の手法の検討を行い、引き続き区民・事業者への情報提供や支援に取り組む。
- 切れ目のない支援の実施に向け、地域における子育て支援の人材増に取り組むとともに、男性の家庭参画を促進するための事業を継続する。
- 今後、避難所運営組織等について、多様性に配慮した女性の視点からの防災対策の推進を目的とした研修を実施していく。

令和元年度(2019年度)世田谷区第二次男女共同参画プラン取組み状況報告書(概要版)

令和2年9月 世田谷区生活文化政策部人権・男女共同参画担当課

基本目標 女性に対する暴力の根絶 (p.12)

配偶者等からの暴力、ストーカー行為をはじめ、女性への人権侵害は今なお深刻な社会問題であることから、女性に対する暴力の根絶をめざすことであらゆる暴力の根絶をめざします。

【数値目標】(p.12)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
7 2	DV防止法の認知度 (「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)	平成26年度 34.3%	(参考数値) 令和元年度 26.3%	(参考数値) 令和2年度 29.3%	60%
8 2	「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合	平成26年度 51.0%	(参考数値) 令和元年度 65.3%	(参考数値) 令和2年度 65.5%	80%
9 1	デートDV防止の出前講座実施校数	平成27年度 中学校：6校 高等学校：4校	平成30年度 中学校：7校 高等学校：3校	令和元年度 中学校：0校 高等学校：2校	中学校：10校 高等学校：10校

【数値目標に対する評価と課題】(p.12)

- 7 DV防止法の認知度(「法律名も内容も知っている」と回答した人の割合)
・前年度比3.0ポイント増加した。
・DV相談件数は、延相談件数1,944件(前年度1,169件)、実ケース数512件(前年度389件)と増加しており、コロナ禍における相談も増加している。
- 8 「DVが100%加害者に責任があり、許せないものである」と考える人の割合
・前年度比0.2ポイント増加した。
・暴力は理由のいかに拠らず許されるものではないことを継続して発信していく必要がある。
- 9 デートDV防止の出前講座実施校数
・新型コロナウイルス感染拡大防止により学校が2020年3月に休校したため、実施校数は大幅に減少した。
・オンラインでの講座など、新たな形態での実施も検討していく。

【基本目標における課題と令和元年(2019)年度の実施内容】(p.13)

- 課題7 配偶者等からの暴力(DV)の防止
・相談機会の拡充や相談事業の見直しを継続し、相談事業の質をさらに拡充した。
DV相談専用ダイヤルは年間160件の相談を受けた。
- 課題8 DV被害者支援の充実
・配偶者暴力相談支援センターとして保護命令申立に関する地方裁判所への書類提出、相談事実証明書の発行等を行い、関係機関とのネットワーク強化に努めた。
- 課題9 暴力を容認しない意識づくり
・啓発物の作成・配布を通じた啓発や、職員や教員を対象とした研修を実施した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.13)

- 新型コロナウイルスの感染拡大による相談件数の増加を見込み「女性のための悩みごと・DV相談」を拡充(令和2年5月)、実際に増加している。今後、相談拡充やシェルター・ステップハウス、男性相談への対応等の検討を進めていく。
- DV相談証明書の発行件数が大きく増加し、被害者が必要とする支援を迅速に提供することができた。今後も庁内各課や関係課との連携を強化して取り組む。
- DVやデートDVの防止に向け、若者世代への啓発は重要である。青少年交流センターや児童館等での啓発(出前講座)に取り組む。

基本目標 すべての人が尊厳をもって生きることが できる社会の構築 (p.14)

生涯を通じた男女の異なる健康上の問題への留意や「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の視点を持つとともに、貧困等に直面するひとり親家庭や生きづらさを抱える性的マイノリティへの理解・支援を進め、人権尊重の社会の構築をめざします。

【数値目標】(p.14)

	指標	プラン策定時実績	前回の実績	直近の実績	目標(令和8年度)
10 1	がん検診の受診率	平成27年度 子宮がん 23.6% 乳がん 25.4%	平成30年度 子宮がん 21.6% 乳がん 21.9%	令和元年度 子宮がん 20.5% 乳がん 20.7% 令和2年6月時点の暫定値	現状以上
11 1	ひとり親家庭の 養育費相談の実施	平成28年度 9回	平成30年度 7回	令和元年度 6回	現状以上
12 2	「性的マイノリティ」という言葉の認知度	平成26年度 70.0%	(参考数値) 令和元年度 73.2%	(参考数値) 令和2年度 74.9%	90%以上

【数値目標に対する評価と課題】(p.14)

- 10 がん検診の受診率
・子宮がん、乳がん検診の受診率はいずれもプラン策定時より低下し、前年度実績も下回った。
・新型コロナウイルス感染拡大による年度末の受診減少が理由と考えられる。
・早期発見、早期治療のため、検診率向上のための取組みを進める必要がある。
- 11 ひとり親家庭の養育費相談の実施
・新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、実施回数、相談利用者とも減少した。
・今後も相談事業、個別支援、個別給付等を組み合わせて実施する必要がある。
- 12 「性的マイノリティ」という言葉の認知度
・プラン策定時比4.9ポイント、前年度比1.7ポイント上昇し、年間30組(制度開始からの累計120組)がパートナーシップ宣誓を行った。
・区の各事業における性的マイノリティへの配慮も進みつつある。今後も取組みを進める。

【基本目標における課題と令和元年(2019)年度の実施内容】(p.15)

- 課題10 性差に応じたところと体の健康支援
・保健師による電話・面接・相談に加え、多職種チームによる訪問支援事業の開始により困難事例への支援を強化した。
- 課題11 ひとり親家庭等が安心して生活できる環境づくり
・家庭相談やDV相談等を含め、個別相談者・手当申請者等に、ひとり親家庭の就労支援事業など利用できる制度の周知を徹底した。
- 課題12 性的マイノリティなど多様な性への理解促進と支援
・広報紙、HPなどによる周知啓発や各種研修、セクシュアル・マイノリティ支援者養成研修講座等を継続した。

【実施内容の評価と今後の取組み】(p.15)

- 保健センターで実施するがん相談は、女性からの相談や、乳がんについての相談を含め、対面・電話とも利用者が増加した。電話相談の時間帯拡大やがん情報コーナーでの一次相談(令和2年4月開始)を実施した。
- ひとり親家庭向け事業の利用者数が前年度よりも増加した。今後も事業の周知の強化、関係機関との情報共有や連携を図り、必要な世帯の利用につなげていく。
- 区立中学校では性的マイノリティの理解の授業のための教材を活用した授業公開を実施した。今後各校で新たな教材を活用した授業が行えるように啓発していく。

推進体制 男女共同参画社会の実現に 向けた方策 (p.16)

方策1 男女共同参画センター“らぶらす”の機能の強化 (p.16)

- SNSでの情報発信を強化し、「女性のための悩みごと・DV相談」の曜日・時間帯を拡大した。
- 今後も男女共同参画の拠点として一層の充実を図り「地域に開かれたらぶらす」づくりに取り組んでいく。

方策2 区職員の男女共同参画推進 (p.16)

- 「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」を策定した。相談担当の職員を増員し、防止に取り組む。
- 特定事業主行動計画の女性管理監督職割合目標(37%)を達成した。
- 同性パートナーとその親族を対象とした慶弔休暇や介護休暇等を取得できるよう制度改正を行った。

方策3 推進体制の整備・強化 (p.17)

- パートナーシップ宣誓制度の導入を検討する自治体を支援するとともに、カード型の宣誓書受領証の発行を開始した。
- 男女共同参画推進・多文化共生推進審議会の男女共同参画部会から、プランの取組み状況について意見を受け、区の男女共同参画推進についての進行管理とフォローアップを実施した。
- 世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会は、苦情申立て1件(同性をパートナーとする区職員及び教職員への休暇制度適用について)に対し区長へ答申を行った。

まとめ (p.18)

- ・「男女共同参画」や「DV」「性的マイノリティ」などの言葉の認知や意識は少しずつ高まっており、各所管課における個別の取組みも進んできた。
- ・一方で、言葉の認識の広がりとともに問題が顕在化し、相談件数が増加するなど、対応の充実が必要になってきている。
- ・働き方も変わってきている中、コロナ禍での状況を踏まえながら、施策の展開を検討していく。

男女共同参画・多文化共生推進審議会

男女共同参画部会からの意見 (8月24日開催)(p.19)

- ・庁内の管理監督的立場の女性の占める割合は、平成31年4月1日現在、37.5%と目標を達成したが、男女共同参画推進の基本にたち、庁内職員の女性の割合(52.5%)と同程度をめざすべきである。
- ・雇用の悪化、貧困化、女性の家事労働の増大と仕事への影響など、新型コロナウイルスの感染拡大がもたらす男女共同参画への影響を注視していく必要がある。